



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 ベガコーポレーション
代表者名：代 表 取 締 役 社 長 浮城 智和
(コード：3542 東証グロース)
問合せ先：取締役経営管理本部長 河端 一宏
(TEL：092-281-3501)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 280,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,353 円
(4) 処分総額	378,840,000 円
(5) 処分先及びその人数並びに 処分株式の数	取締役（監査等委員であるものを除く。）2 名 280,000 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2020 年 6 月 23 日開催の第 16 回定時株主総会において本制度にかかる議案をご承認いただいております。また、2025 年 5 月 15 日開催の取締役会において、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、近年の当社の株価水準を総合的に勘案し、役員報酬制度の見直しを行うことを決議し、2025 年 6 月 26 日開催の第 21 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、原則として、7 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定して、年額 490,000 千円以内の金銭報酬債権を支給し、年 280,000 株以内の譲渡制限付株式を付与するとともに、譲渡制限期間を 30 年以内の間で当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、その1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行の場合は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）、当社普通株式の処分の場合は、各取締役会決議の日の直前営業日までの1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会が決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、2025年6月26日開催の取締役会において、下表に定める各報酬対象期間（個別に又は総称して、以下「報酬対象期間」といいます。）に対応した7種類の譲渡制限付株式報酬（以下、各種の譲渡制限付株式報酬をそれぞれ「報酬プランⅠ」、「報酬プランⅡ」、「報酬プランⅢ」、「報酬プランⅣ」、「報酬プランⅤ」、「報酬プランⅥ」、「報酬プランⅦ」といいます。）を取得するための出資財産として、金銭報酬債権合計 378,840,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を、また、当該7種類の譲渡制限付株式報酬として普通株式合計 280,000 株を付与することといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役2名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、各種の譲渡制限付株式報酬ごとに、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（個別に又は総称して、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬	報酬対象期間
報酬プランⅠ	第22期事業年度の職務執行開始日から 第23期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅡ	第23期事業年度の職務執行開始日から 第24期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅢ	第24期事業年度の職務執行開始日から 第25期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅣ	第25期事業年度の職務執行開始日から 第26期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅤ	第26期事業年度の職務執行開始日から 第27期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅥ	第27期事業年度の職務執行開始日から 第28期事業年度の職務執行開始日の前日
報酬プランⅦ	第28期事業年度の職務執行開始日から 第29期事業年度の職務執行開始日の前日

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式報酬	譲渡制限期間
報酬プランⅠ	2025年7月25日～2026年7月24日
報酬プランⅡ	2025年7月25日～2027年7月24日
報酬プランⅢ	2025年7月25日～2028年7月24日
報酬プランⅣ	2025年7月25日～2029年7月24日
報酬プランⅤ	2025年7月25日～2030年7月24日
報酬プランⅥ	2025年7月25日～2031年7月24日
報酬プランⅦ	2025年7月25日～2032年7月24日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、上記（１）の表に定めるとおり各種類の譲渡制限付株式報酬ごとに設定される譲渡制限期間（以下総称して「譲渡制限期間」という）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあることを条件として、当該条件を充足した種類の譲渡制限付株式について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点又は2026年7月1日到来時点の直後の時点のいずれか遅い時点をもって、当該報酬期間の対象となる譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、対象取締役が、2026年7月1日の直前時点までに、死亡により退任又は退職した場合には、当社は当然に各種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式の全部を無償で取得する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任又は退職した時点において保有する上記①の対象となる種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式の数に、対象取締役の報酬対象期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、各報酬対象期間の開始前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合（任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合（死亡による場合を含む）を含む）には当該報酬対象期間の開始前の種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式について、当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない当該種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する各種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式の数に、報酬対象期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない当該種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式を、当社は当然に無償で取得する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2026 年 7 月 1 日以前である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点において、各種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

各種類の譲渡制限付株式報酬は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、各種類の譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する各種類の譲渡制限付株式報酬の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づく各報酬対象期間に対応した譲渡制限付株式報酬として割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであります。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 25 日（取締役会決議日の直前営業日）までの 1 か月間の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値平均 1,353 円としております。これは、取締役会決議日に近接した時期の市場株価の平均値であり、合理的でかつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上